

教師を取り巻く環境整備推進本部の設置について

令和6年8月27日

文部科学大臣決定

1. 趣旨

令和6年8月27日、中央教育審議会において、『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」答申がなされ、学校における働き方改革の更なる加速化、教師の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実など、教師を取り巻く環境整備の一体的・総合的な推進に向けて具体的な提言がなされた。

答申においては、「提言した具体策の実現に向けて、特に、国に対して、予算上、法制上の措置を行い、その社会実装に向けて、これらの改革の実行を確実にを行うことを強く求め」ることなどが提言されている。

このことから、関係局課が連携・協力して教師を取り巻く環境整備を推進するため、文部科学大臣を本部長とする「教師を取り巻く環境整備推進本部」を設置する。

2. 構成員

(本部長)	文部科学大臣
(副本部長)	文部科学副大臣
	文部科学大臣政務官
	事務次官
	文部科学審議官
	官房長
	総括審議官
	学習基盤審議官
	総合教育政策局長
	初等中等教育局長
	高等教育局長
	高等教育局私学部長
	スポーツ庁次長
	文化庁次長
	大臣官房審議官（初等中等教育局担当）
	大臣官房総務課長
	大臣官房会計課長
	初等中等教育局初等中等教育企画課長
	初等中等教育局財務課長

3. 検討事項

- 教師を取り巻く環境整備の着実な実施とそのフォローアップ
- 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進
- 学校における働き方改革の実効性の向上等
- 教師の健康及び福祉の確保や柔軟な働き方の推進に向けた取組の充実
- 教職員定数の改善や支援スタッフの配置充実
- 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成
- 教職の重要性を踏まえた教師の処遇改善
- その他教師を取り巻く環境整備の推進に関すること

4. 庶務

本部の庶務については、大臣官房及び関係局課・庁の協力を得て、初等中等教育局財務課がこれを処理する。

5. その他

- ・ 本部の運営に際し、必要な事項がある場合は別途定める。
- ・ 必要に応じて上記以外の職員及び有識者の出席を求めることができる。
- ・ 「学校における働き方改革推進本部の設置について」（平成31年1月25日 文部科学大臣決定）は廃止する。